

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

通 知 日	令和 年 月 日
-------	----------

現資格者（喪失）

(フリガナ) 氏 名		押印欄*	印
住 所	(〒 -)		
電 話 番 号	(固定電話： - -) (携帯電話： - -)	組合員番号	

※ 現資格者が死亡している場合、押印不要です。

新資格者（取得）

(フリガナ) 氏 名		押印欄	印
住 所	(〒 -)		
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日	自治会名 ※県外は記載不要	
電 話 番 号	(固定電話： - -) (携帯電話： - -)	組合員番号	

資格得喪の対象となる土地

対 象 農 地 (いずれかにチェック)		<input type="checkbox"/> 吉野川北岸土地改良区土地原簿（組合員土地一覧表）のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり					
町 名	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積 (㎡)	

資格得喪の原因及びその時期

原 因 (いずれかを○で囲む)	死亡 ・ 贈与 ・ 売買 ・ 交換 ・ 経営移譲 賃貸借（設定・解約） ・ その他（)	時 期	平成 年 月 日 令和
--------------------	---	-----	----------------

注意事項

- ・ 太枠欄に必要事項をご記入ください。灰色部分は土地改良区で使用しますので記入しないでください。
- ・ 記入に際し、裏面内容をご確認ください。

土地改良区使用欄			
・ 記載内容確認	<input type="checkbox"/>	システム入力	修正確認
・ 更新項目			
組合員名簿	<input type="checkbox"/>		
土地原簿	<input type="checkbox"/>		

注 意 事 項

※本書を提出する際には、現資格者・新資格者共に、次の事項をご確認ください。

○ 組合員資格得喪通知書について

「組合員資格得喪通知書」は、相続や売買による土地所有権の移転や、賃借権の設定・解約による耕作者の変更などを原因として、その土地の組合員資格者^{※1}に異動が生じた場合に、土地改良区に提出しなければならない^{※2}書類です。法務局や農業委員会で手続きをしている場合でも、本土地改良区に対してこの通知書が提出されなければ、賦課金計算の基礎となる土地改良区土地原簿の修正ができず、従来のまま賦課されますのでご注意ください。

また、この通知書は、組合員資格得喪の対抗要件であるため、提出がなければ、組合員資格の喪失を土地改良区に対して主張することができません^{※3}。

※1 組合員資格者について

土地改良区の地区内の土地について、土地改良法（以下「法」という）第3条に規定された資格を有する方（所有者又は所有権以外の権原に基づき耕作する使用収益権者）を指し、法第11条の規定により、土地改良区の組合員となります（法律に基づく当然加入）。

※2及び※3 組合員の資格得喪の通知義務について

組合員資格得喪通知書の提出は組合員資格の取得・喪失がある場合に当事者に生じる義務です。（法第43条）

○ 組合員資格の変更に伴う権利義務の承継について

土地改良区の組合員（法第3条に定める資格者）がその資格に係る権利の目的となっている土地についてその組合員の資格を失った場合に、その者がその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の承継（相続、売買等）によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

なお、法第42条第1項の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

土地改良法第11条

土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

土地改良法第42条

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。（以下 略）

土地改良法第43条

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。（以下 略）

土地改良法施行規則第33条

法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 1 当事者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 3 資格得喪の原因及びその時期（以下 略）

○ 個人情報の取り扱いについて

この届出に記載の個人情報の取扱いについては、吉野川北岸土地改良区個人情報保護に関する規程に基づき土地改良区の業務以外を目的とした利用はいたしません。

○ 維持管理経常賦課金の請求について

賦課金は当該年度の7月1日を基準日とし、本土地改良区土地原簿に基づき算出します。

また、賦課金通知書を7月下旬に発送します。

○ 提出先

〒771-1706

徳島県阿波市阿波町中坪38番地

吉野川北岸土地改良区

電話：0883-35-5270